

(第一類 第七号)

第五回 国会 大藏委員会 議録 第二十二号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 小峯 柳多君 理事 島村 一郎君
理事 塚田十一郎君 理事 宮崎 清君
理事 田中鐵之進君 理事 風早八十二君
理事 寺島隆太郎君

高間 松吉君 岡野 清豪君
小山 長規君 北澤 直吉君
佐久間 徹君 前尾繁三郎君
三宅 則義君 吉田 省三君
川島 金次君 河田 賢治君

出席政府委員
大藏政務次官 中野 武雄君
(主税局長) 平田敬一郎君
(大藏事務官) 伊原 隆君
(理財局長) 伊原 隆君
(銀行局長) 愛知 揆一君
大藏事務官 愛知 揆一君

委員外の出席者
大藏事務官 正示啓次郎君
大藏事務官 橋本正次郎君
専門員 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君

四月二十六日
企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
国民金融公庫法案(内閣提出第七六号)

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

第一類第七号 大藏委員会議録 第二十二号 昭和二十四年四月二十六日

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十二号)
浦和税務署不正事件に関する報告聴取

○川野委員長 これより会議を開きます。

まず本日付託になりました企業再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。中野政務次官。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の但書を加える。

但し、当該特別経理株式会社の新勘定に損失のある場合においては、当該債務の額のうち当該損失の額に相当する額については、この限りでない。

第三十四條の七の次に次の二條を加える。

第三十四條の八 第二会社が新勘定に損失のある特別経理株式会社から資産の出資を受けた場合において、第十條第二項の規定により譲渡を受けた資産の額が同條第二項の規定により承継した債務の額に不足する場合においては、当該第二会社は、その不足額を第二会社

特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

前項の規定により第二会社特別勘定を設けた第二会社は、毎決算期において利益を生ずるときは、命令の定めるところにより、第二会社特別勘定を償却しなければならない。

第三十四條の九 特別経理株式会社は、第二会社に対し第十條第二項の規定により譲渡する資産の額以上の額の債務を承継せしめたときは、当該債務の承継により生ずる特別経理株式会社の利益は、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

前條第二項の規定による第二会社特別勘定の償却額は、当該償却をなした事業年度開始の日前一年以内で、かつ、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該第二会社に資産を出資した特別経理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額のうち命令で定める金額を限り、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

特別経理株式会社が第二会社に資産を出資した場合において、当該第二会社に第二会社特別勘定が

設けられたときは、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該特別経理株式会社の事業年度において生じた損金のうち前項の命令で定める金額(第二会社が二以上あるときは、その合計額とする)に相当する金額については、法人税法第九條第四項及び地方税法による事業税に係るこれに相当する條例の規定は、これを適用しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○中野政府委員 企業再建整備法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとした点は、新勘定に損失のある特別経理会社が、整備計画により第二会社を設立することのできるようにいたしましたための規定を設けることとあります。現行法におきましては、特別経理会社が第二会社に資産を出資した場合は、新勘定の債務をこれに承継せしめるとともに、その債務に相当する資産を譲渡しなければならぬことになっておりますが、新勘定に損失のある会社は債務に相当する資産がありませんので、このような場合には例外といたしまして、第二会社に承継せしめる債務のうち損失に相当する額については、資産を譲渡しなくてもよいことにするのであります。この例外規定によりまして、第二会社が譲渡を受けた資産が承継した債務に不足する額は、第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上せしめることとし、第二会社の以後の決算期において利益を生ずるときは、必ずこの第二会社特別勘定の償却に充てなければならないことといたします。

なお以上のような措置に伴い、税法上の特例を設ける必要があります。すなわち第一に、見合資産を伴わないで債務を承継させたことによる特別経理株式会社の利益は、税法上益金と見ないこととあります。第二に、第二会社特別勘定の償却額は、旧会社における第二会社設立前一年以内に開始した事業年度の損失の範囲内で、第二会社の損金と見ることとあります。第三に、第二会社特別勘定の償却額で第二会社において損金と見られるべき金額は、存続する旧会社においては損金と見ないこととあります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 それではただいま説明を聴取いたしました法案と、有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして質疑に入ります。

○宮崎委員 ただいま議題となつております有價証券の処分調整に関する法律の一部を改正する法律案について、ちよつとお伺ひしたのであります。

て、第二会社が譲渡を受けた資産が承継した債務に不足する額は、第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上せしめることとし、第二会社の以後の決算期において利益を生ずるときは、必ずこの第二会社特別勘定の償却に充てなければならないことといたします。

なお以上のような措置に伴い、税法上の特例を設ける必要があります。すなわち第一に、見合資産を伴わないで債務を承継させたことによる特別経理株式会社の利益は、税法上益金と見ないこととあります。第二に、第二会社特別勘定の償却額は、旧会社における第二会社設立前一年以内に開始した事業年度の損失の範囲内で、第二会社の損金と見ることとあります。第三に、第二会社特別勘定の償却額で第二会社において損金と見られるべき金額は、存続する旧会社においては損金と見ないこととあります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 それではただいま説明を聴取いたしました法案と、有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして質疑に入ります。

○中野政府委員 企業再建整備法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとした点は、新勘定に損失のある特別経理会社が、整備計画により第二会社を設立することのできるようにいたしましたための規定を設けることとあります。現行法におきましては、特別経理会社が第二会社に資産を出資した場合は、新勘定の債務をこれに承継せしめるとともに、その債務に相当する資産を譲渡しなければならぬことになっておりますが、新勘定に損失のある会社は債務に相当する資産がありませんので、このような場合には例外といたしまして、第二会社に承継せしめる債務のうち損失に相当する額については、資産を譲渡しなくてもよいことにするのであります。この例外規定によりまして、第二会社が譲渡を受けた資産が承継した債務に不足する額は、第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上せしめることとし、第二会社の以後の決算期において利益を生ずるときは、必ずこの第二会社特別勘定の償却に充てなければならないことといたします。

なお以上のような措置に伴い、税法上の特例を設ける必要があります。すなわち第一に、見合資産を伴わないで債務を承継させたことによる特別経理株式会社の利益は、税法上益金と見ないこととあります。第二に、第二会社特別勘定の償却額は、旧会社における第二会社設立前一年以内に開始した事業年度の損失の範囲内で、第二会社の損金と見ることとあります。第三に、第二会社特別勘定の償却額で第二会社において損金と見られるべき金額は、存続する旧会社においては損金と見ないこととあります。

すが、これは財閥の解体によりまして、旧財閥系の資本は一應破壊されたと申しますが、細分されて整理がついたが、新たに新興の財閥的なものができ上るのではないか。そういう面を監視するという意味で、株主名簿を徴収するという趣旨でありまして、その程度を五千株以上、それより少い程度のもは除外して五千株以上、かようなことに改めようという趣旨にうかがえるのでありますが、この五千株以上というのは、かりに普通の株式の形で五十円と考えると、その額は現在の物價事情、経済事情から行きますと、きわめて低いものであります。はたしてこういう程度のもので報告をさしたり、あるいは登録をせしめたり、あるいはその株数が減じた場合に報告をさしたり、この法律に定めるような手続をとらなければならぬものであろうか。これはいろいろ関係筋との御連絡や諸般の事情もあると思ひますが、いかにいたしましたとしても五千株という限度は低きに失するではないか。現在の実情からいって、せめて一けた上げまして五万株くらいに程度が適切であらうと考えておりますが、その辺の事情をおさしつかえない限り、お漏らしを願うとともに、当局の御意見もあわせてお伺いしたいと思ひます。

○伊原政府委員 たいだいま御指摘の通り、有價証券の処分の調整に関する法律のうちで株主登録制度を設けました理由は、一旦財閥が解体いたしました、その財閥の解体によつて今度証券を民主化するということになりまして、できるだけ大勢の國民大衆に株式を持たせたい。しかしながらそうして

おるうちに、また再び財閥的のものが発生しては困るので、株主の登録制度を設けてこれを監視しようという趣旨で設けられたものでございまして。ただいまのところは、比較的小規模の制限会社であつてかつ特別経理会社でない会社の二百三十万株につきまして、株主の登録制度を実施いたしておりますが、これはいかなる株主でも登録を要しますので、非常に手数がかかつておるわけでありまして。一方企業再建整備の方でもほとんど八、九割進みまして、株主の民主的分散ということもだんだんにできて参りましたので、会社の範囲は廣めなければならぬことに相なります。しかし会社の範囲を廣めて財閥の発生を防止する監視をしなればならないといふことになり、従来の法律の通りいかにこまかい株主でも登録をしておくことになりまして、会社は非常な手数になりますので、五千株以上の大株主だけに登録せたいといふことになりました。しかし五千株では今のお話にもございまして、現在の貨幣價値から低きに失するではないかといふことも、まづ御同感でございまして、こういう根拠で計算をいたしました。五千株の株主は額面五十万円の会社でありまして、その一%を支配することになる。従つてこの程度の株主を抑えておけば、日本の主要会社について直接間接に支配力を及ぼす可能性のある株主を、全部把握し得るではないか。しかも一方五千株以上の大株主を二、三の会社、銀行について調べてみますと、資本金一億円以上の会社をとりましても、平均二、三十人しかおりません。大銀行では平均二百

人程度といふことでございまして、手数もそうかかりはしない。しかも財閥の再び発生することを防止するといふ目的から言つても、この程度のことではやつておかなければならないといふことで、かた／＼この程度で抑えまして次第でございまして。

○宮澤委員 五千株の根拠は一億の会社をとり、これはいつ現在であらうか、その点をお示しありませんでした。御承知のように日本の資本といふものは、すでに資産の評価がえもやううではないかといふ立場にありまして、順次食いつぶして参りました資本の補填をしたり、あるいは運轉資金をさらに拡充するといふような意味で、すべての事業会社が増資の傾向をもつておるわけでありまして。従つて現在の資本金額に照しまして、五千株以上のパーセンテージがどれだけに當るか。この程度のものは抑えてもよからうといふお考えは、理論的には一應肯定できますが、伸びて行こうとします現在の資本構成の關係を考えると、やはり低いような感じがいたします。かたがた独禁法による株式の譲渡の制限、あるいは承認といふような方面とも思ひ合せて、いかにも五千株では少な過ぎる。従つて資本金が少し増資の形あるいは評價がえが認められたという場合におきまして、自己で株式を發行し、所有し、これを賣り出して資金の調達をするという面も起るのであります。こういう場合でも五千株にとどめておいてこれを適用するののか。あるいは機会が参りましたならば、これを一万株なり二万株に拡張するといふ御計画があるのであります。その点を承りたいと思ひます。

○伊原政府委員 宮澤先生の仰せの通り、これから資金の調達方法として、会社が増資等によつて自己資金を調達しなければならぬ。また資産の評価等の問題もありまして、相当株数がふえるといふことは見通されるのであります。現在までのところは、たとへば私どもいろいろな会社の例をとつてみたのでありますが、資本金八億円で上の会社をとつてみますと、株主が十四万三千九百十三人おります。うちで、五千株以上の株主が八十人。それから九億五千万円以上をとつてみたのであります。株主が二万三千五百五十三人のうち、五千株以上が六百五十九人と相なつておりました。割合に少いのであります。なお五千株以上の株主を抑えましたけれども、これは株主總會の目における五千株以上の株主のその後の異動の届けをとりましてただであります。会社に対してさういふ迷惑をかける次第でもございせん。財閥の再び発生することを防止する意味もございまして、さしあたりの段階ではこの程度のところを抑えたいといふのではないかと。なお今後の情勢の推移によりまして、五千株以上の株主が非常にふえるといふような場合には、また研究いたすことにいたしたいと思ひます。

○宮澤委員 たいだいまの御説明で一應了解できたわけでありまして、この問題の中心となつて出て参ります術語の中に財閥といふことがありますが、一財閥といふのは独占資本の構成を意味するものかと思ひますが、財閥と稱しますのは、個人についていへばどの程度の投下資本を独占しておるものかといふので、さういふ言葉

をお用いになつておるのか。おおよそアメリカの方で考えます独占資本の額と、日本の考えます独占資本の額は、かりに三百六十対一でもつけようであります。その規模において相当の隔たりがあるのではないかと。ただ単に独占資本の再編成をしてなるべく資本の分散をはかうという意味は、われわれも了解できるし、きわめて同感であります。單に財閥の再編成と申しますが、どの程度になつたならば財閥といふわくに入るのか。大よその目安がなしに財閥といふことを振りまわされると、日本の産業は、言葉は悪いかもしれませんが、かなり同族経営的な傾向を持つておられます。事業が萎縮して参ると思ひます。萎縮することがアメリカのねらうところであり、これが眞の証券の民主化になるのだといふ理論なら、何をかいわんやであります。おおよそ財閥と定義いたします以上、あるいは一億一人を持つておつたら財閥のわくに入る、あるいは五億ならぬのだとか、かような一つの目安があつてほしいと思ひます。その点について何かものさしのようなものがございまして、この際お教えを願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 財閥という言葉を使つたので、あるいは間違ひがあつたかもしれないませんが、過去における三井、三菱、住友、安田といふようないわゆる財閥は、持株会社の制度を使いまして、きわめて少数の人が日本のほとんど大部分の産業を支配しておつた。これが占領目的からいつて解体をされることになつて、現在におきましてそれらの株式は一般に廣く賣り出されておるわけでありまして。今後においてさう

いうような状態が生ずると思ひませうが、きわめて少数の人が日本のほとんどの大部分の産業を支配するやうな状態が生ずるという場合には、あるいはそのときに財閥という言葉で呼ぶのかも知れませんが、今後は独占禁止法もございまして、それから株主登録制度もございまして、そういうことは起らない。しかし日本の産業活動を萎縮させるやうなことを、これによつてねらうといふことはございせんので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○官権委員 いろいろ機会でありますから、日ごろ考えております点を少しお伺ひしたいと思ひます。持株会社は解體せられた意味もわかるのであります。やはり企業の上には從來悪い組織であつたと假定されたものであります。一例で申せば世界各國に資本主義が発達して参ります過程に現れましたピラミッド型統制法といふやうな株の支配権、こゝのやうなもの、五千人といふやうな表を出しますと、甲なら甲といふ形で各会社について投資がある。しかも登録も何もされてない。重役でもない。こゝのやうなことでさつぱりひひからなす。しかしそれを独断の表の上で見ますと、一番きらわれますピラミッド型統制法といふやうな統制にはまゝやうな事態が生れて来る。実はそゝではない。別な、たとへば今例におとくださつた十四万三千九百十三人の株主を持つた会社、あるいは九億五千万円の某銀行といふやうなものは、これはい

わゆる経営権の統制方式から見れば、経営者統制型と申して、そのときの社長なり会長になつておる主宰者に対する社会信用上、委任状が集まることに

まつて、その経営に対する会社統制権が確保されることになる。そうすると、そういうことで株の多いことがこれの支配権があるとは考えられない。いわゆる法的統制、多数統制といふもののわくからはずれておるといふのが、大資本、分散資本の形でありまして、ところが日本はこゝのやうな企業は、理財局の御統計としてわかつておると思ひますが、きわめて少いのであります。そうして現在はその是非善悪は別として、たゞしして、ほとんど法的統制、いわゆる多数統制と申しまして、あるいは個人もしくはその関係者によりまして、株の過半が占められる統制型が多いのであります。いわゆる経営者統制型といふものはほんとうに少いからと思ひます。この経営者統制型がどのくらいあるものか、理財局でおわかりになりましたならばお教えいただきたいと思ひます。そういう意味によつて五千人といふ区切りが、正しい意味の伸び行く日本の産業経済の中の資本構成に重なり合つて現れて参ります。非常に悪い影響があるだらうと思ひます。こゝのやうな面は隠しておくといふ意味ではないけれども、正常に伸びて行く資本なら、これを伸ばした方がよからうといふやうに考えておりますが、その根拠となりますものは、ただいま申し上げました経営者統制型の日本の企業が何会社くらいあるか。もし本日おわかりにならなかつたら他日でけつこうであります。お教へ願ひます。日本の根幹産業であります中小企業は、この五千人の制限といふことによつて、單に届けを出したり文書をつくつたりする煩雜さではなく、何かこ

そに対しておびえ感ずると思ひま

す。これはこゝのやうな席上で申すことは適當でないと思ひますが、かなりこの法令の出ることによつて、中小企業に属しますいわゆる中小資本家は、一つの恐怖を持つております。これを持たせないように説明する有効適切な材料が、われわれにはないのであります。この点につきましても何かお含みの点がありましたならば、この際お教へ願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 官権先生から日本の産業経営方式等につきまして、いろいろ御意見を承り、感銘しておるのであります。今度の制度は最初は一億円程度以上の大きな会社を指定する、といふやうなことから考えております。なお五千人以上の株主を登録するといふことは、決してそれによつてどうするといふことではございせんので、五千人以上は持つてはいかぬという意味では少しもございせん。ただどういふやうな株主の構成になるかといふことを、黙つて見ていられるといふことではあります。これがややくも日本の産業、ことに中小産業等に悪い影響を及ぼすことではないと存じますし、及ぼすことがないやうに注意をいたしたいと思つております。なおその数字につきましては、ちよつとただいま手元にございせんので、調べました際に御報告申し上げます。

○官権委員 それでは有價証券の処分の調整等に関する法律につきましては、その程度でおきまして、企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、きわめて事務的なお尋ねをいたします。新勘定に赤字が出るという

ことは、この企業再建整備法の本旨に沿わないわけでありまして、従いまして

この新勘定に赤字が出るというやうな特種会社が、統計上どのくらいあります。その点をお教へ願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 ただいま仰せの通り企業再建整備法は、新しい会社として過去の戦時補償の打ち切りとの関係を清算して、新しい経理で健全な経営で出発したいといふことで、一昨年の八月でありましたか出業いたしましたのであります。何分にもこの企業再建整備法の進行が、集中排除法の関係とかいろいろなこと非常にのびのびになりまして、その後の物價政策等の関連で、新勘定に赤字が出るというやうな異常な状態が生じたわけでありまして、こゝのやうなことは非常に望ましくないと考えてあります。さしあたり第二会社をつくる場合には、どうしてもこの新勘定の赤字を資産として処理いたしませんと第二会社ができませんので、こゝのやうなことに相なつたわけでありまして、なおこの新勘定に赤字のあります会社は、その数字はちよつとただいま手元にございせんが、この法律の適用を受ける会社、つまり新勘定に赤字の会社で、しかも第二会社をつくらなければならぬやうなやうな見通しがあります。会社は、ごく少いのであります。十社ないし十五社程度ではないかと想像いたしております。

○官権委員 その程度のことであれば大したことはないと思ひます。なおひとつ事務的に伺ひますが、第二会社に新勘定の赤字を引継いで、これを繰越損失金の処理をして参るのであります。第二会社が設立されて早々資産の評価がえをいたしまして、これを補填する。かような措置は安当な措置として認められるものでありましようか。その点をお教へ願ひたい。

○伊原政府委員 この新勘定の赤字を資産として形式的に新会社に持つて行くといふことは、それ自体何らの解決にもなりませんので、官権先生のおつしやるやうに、將來いつの時期かに資産の再評価がありました場合には、これでも消すといふやうなことを当然に予想いたしておるわけでありまして、

○北澤委員 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部改正につきまして、これに関連して伺ひたいと思ひます。最近諸般の情勢から株式取引所の再開の一日も早く再開することが望まされておりますが、いづる取引所が再開されましても、その点をお説明願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 今証券事務局の方から政府委員が参ることになつておりますが、しかしできるだけ早く日本政府としては再開を許してもらいたい、といふやうに考えております。なお詳しくは証券局の政府委員が参りますので、御猶予願ひたいと思ひます。

○川野委員 河田賢治君。

○河田委員 ちよつと出席するのが遅れまして、あるいは御答弁になつたかと思ひますが、有價証券の処分の調整に関しては、五千人という基準をどういふところに置かれたか。これを御説明願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 ただいま官権委員の御質問にお答えをいたして御説明申し上げたのであります。要するにこの法律は株式ができるだけ民主的に分散して、日本の企業が大勢の人によつて所有

されるようにしたい。そして再び昔のいわゆる財閥のようなものが発生をしないようにしたい。それを勧奨して、おとという意味であります。一方たゞいまの法令ではいかなる株主も全部その移動を届けなければならぬので、非常に煩瑣かつ手数でございますので、これを五千株以上に区切つたわけでございます。なほ五千株以上に区切つたかという点は、たとへば五千株以上の株主を、額面五十円といたしますと二千五百万円ぐらゐの会社で、総株数の一割というふうなことになるので、この程度の株主を押えておけば、直接間接に日本の産業に支配力を及ぼす株主として、十分ではないかということでも考えたわけでありまして、なおさつき申し上げましたように相当大きな会社でも五千株以上の株主となりますと、二十、三十人程度ということであり、ますので、かた／＼手数もそうからなひし、また勧奨をしておるといふ目的を達しますので、その辺でいいのではないかと考えております。

○川野委員長 塚田十一郎君。
○塚田委員 企業再建整備法の一部を改正する法律案について、ちよつと尋ねたいのであります。企業の再建に關しては、最初に基本法ができましたから、私もこの委員会でも非常にたくさんさんの修正案を扱つたように記憶しております。そういうものを扱い、そして今度もこれを扱ひまして一貫しての感じは、企業再建によつて整理をした会社に國家が非常に特別な考え方をもちつて、何か特別な便宜をしよつちやう考へておるような感じがするのであります。今度の場合でも私は旧勘定と新勘定と分離しましたときに、新勘定というものは当然新しい会社になるのだという常識的な考え方で、ずつとおつたのであります。またそこで新勘定が赤字を出して、それがいよく今度ほんとに第二会社になるときに、このように法上の特別な取扱いをしてやらなければならぬ。何かこういう種類のものにだけ特に非常に便宜を考へてやつておる、というふうな感じがしないではないのであります。新勘定の今度のこの法の適用を受ける幾つかの会社だけが、どうして新勘定時代に生じた損金というものを特別勘定にして置いて、それからあと長い間に会社の利益からそれが償却されて行くことが認められるようになるのか、どうもその辺が納得のしかねる氣持があるのであります。政府はそういう点をどういふふうにご考へられておるのか、お伺ひいたします。

○伊原政府委員 どうも塚田委員のおつしやる通り、企業再建整備法はつづいていただいでから二年半以上になります、その間たび／＼國會を煩わしまして改正をいたして参りました、こんなには延びるという事は、日本政府としても、非常に申訳ない次第であります。今回のこれはいよく最後でございます、技術的に第二会社をつくらないければならぬ。しかし新勘定に赤字があつて資産と債務と両方引継ぎますと、資産から債務を引いても債務の方が多くなつてしまつて、第二会社の資本金がでない。従つてこれはさしたる資産科目として引継いで、あとで償却して行くということをせざるを得ないために、こういう法律の御審議を煩わしておるのであります。ただ税法上の特例につきましては、これは

第二会社ができる会社だけに恩恵を與えるというふうなことがないやうにいたすために、第一項の分は益金が犠牲的な益金でありますので、これは益金といたさないといふことであります。が、この償却の部分は、たとへば第二会社をつくつた会社と、それから第二会社をつくらないで新勘定の赤字を持つておられます、つまり繰越し欠損になつておる会社と同じに扱ひますために、設立前一年内の部分しか見ないといふふうなことで、税法上のバランスは、第二会社をつくらざるものも、つくらないで旧会社のまま繰越し損金を抱いておる会社と同じやうにいたす処置をとつたのであります。第二会社になりません分にだけ恩恵を與えるといふことのないやうに、注意をいたしたわけでありまして。

○川野委員長 ほかに御質疑はありますか。
○高岡委員 今の質問の継続ですけれども、第二会社をこしらえて、第二会社が利益を得た場合には、元の会社の方へその利益を繰入れるということですが、その場合に税金は差引いた残りを繰入れるのですか。とらずに繰入れるのですか。その点をひとつお伺ひしたい。

○伊原政府委員 再建整備法の一部改正の法律で、新勘定の赤字を資産として持つて行きました分を、第二会社で出ました利益から償却をいたすわけでありまして、旧会社の方に利益を繰入れるといふふうなことはいたさないわけでありまして、それはここにございまして、旧会社において生じた一年以内の損失額の範囲内で損金と見て行く。それ

れ以上のことになりました。税金を拂つたあとの益金で埋めることになると思ひますが、旧会社に繰越し損金として持つておつたときと同じ税法上の取扱いによりまして、一年間はその償却を損金として見てやる、このやうにとでございます。

○高岡委員 そうしますと各会社で、私も実際に當つてみて、計理士でありませぬからそういうふうなこまかい点はわかりませぬけれども、各地方の税務署で、その会社でこしらえるところの決算報告を認めないのが八割以上あるのです。その点税務署などに向つて、こういうふうな状態でどういふふうな経理になつておるのだからということをも、る説明しておるにもかかわらず、すべて決算報告は君たちの方でこしらえるのだからどういふふうなことでございませぬ、どういふふうな暴言と申しませぬけれども、そういうたふうな傾きでどし／＼やつて来る弊害が非常に多いのです。今ここに提案されておる第二会社の経理のみが非常に有利になつておつて、これは損失とかあるいは利益とかいふもの、それもろろのみにまはしますまいけれども、うのみに承知するやうな特権が與えられておるやうに見受けられるのですけれども、この点はどうですか。

○伊原政府委員 先ほど塚田委員にもお答え申し上げました通り、第二会社をつくりました場合と、第二会社をつくらないで新勘定の赤字を繰越し欠損として持つて存続しておる会社との間に、税法上の不均衡がございませぬやうにいたしたわけでありまして、なお税務署等に対してはこういう問題はできるだけあらゆる方法をとりまして、よ

く末端まで徹底いたすやうにいたしましたと思つております。
○川野委員長 それでは証券取引委員会取引課長橋本氏がお見えになりましたので、北澤直吉君の発言を許します。北澤直吉君。

○北澤委員 最近株式取引所の再開が近いやうな報道が新聞に出ておりますが、この取引所の再開という事は、資本の蓄積または外資の導入その他諸般の關係から見まして、一日も早いことが非常によいと思ふのであります。が、これに對します政府の見通しもしくは關係方面との折衝の状況、そういうものにつきましてさしつかえのない範圍におきまして、御説明願ひたいと思ふのであります。

○橋本説明員 御説明申し上げます。ただいまの取引所の問題につきましては、御存じのやうに終戦の年の九月に連合國最高司令官の名前をもちまして、日本政府は取引所を再開しようとする場合には、あらかじめ司令官の許可を得てからやれといふことになつておりました。その後証券市場の重要性にかんがみまして、何回かにわたりますて司令官に交渉して参つたわけでありまして、ところが御存じのやうに三月三十一日の海外局の発表によりまして、必要な諸準備が整つたならば、また爲替の一本レイトがきまつて経済状態が平常の方向に向うといふ点がわかつたならば、制限付ではあるが取引所の再開を許してもよろしい、というやうな発表がございしましたもので、それから、それに基きまして鋭意その準備に努めておつたわけでありまして、最近爲替レイトも発表になりました。取引所の方の準備の關係は新しいアメリカの

制度を入れまして、ほんとうに投資者を保護するに十分な取引所として、出発させたというふうなことがありましたが、たいへん準備の都合も遅れました。今までのところでは少くとも今月三十一日おそくとも来月の月上旬までは準備の完了ができるというふうな態勢で、東京、大阪、名古屋は進んでおります。準備が完了次第その旨をこちらから司令部に申し出まして、それによりまして司令部から再開の許可があるという段取りになるように存じております。それです。来月上旬には、もういふふうな再開の許可をいただけるような手順が整うようにいたしたいと思ひます。

○北澤委員 たいまのお話によりまして制限付再開であります。その制限というのはいかうなものであります。お伺ひいたします。

○橋本説明員 制限付は一つにはほんとうに取引所を必要とするような地域、場所的な制限が一つ、それからもう一つは、あらゆる取引は従来日本ですべておりましたように店頭で仕切ると言ひます。お客様に店頭で賣つてしまふというのでなく、取引所で取引するというのが一つ、取引所で行われた取引は全部記録されなければならぬというものが一つ、それから先物取引は許されないといたひが、ただいままでのところ示していただひたいと思ひます。

○北澤委員 先物取引を許さぬということですが、それはどういふ理由に基きますか。

○橋本説明員 先物取引は投機的に流れやすい、こういう点からだと思ひます。

○北澤委員 お話のように先物取引を許しますと、スベキユレションを助長するというふうなことになると思いますが、先物取引を認めないということですが、実物取引だけを認めると金のあふ者は株が買えるが、金のない者は買えないということになりまして、そこに不公平の状態が起きはしないかと思ひますが、この点についてはどういふお考えを持っておりますか。

○橋本説明員 たいまのお話のような点も確かにあるものとおれども考へております。また清算取引は投機的であつて悪い面もありますが、よい面もありますので、われ／＼といたしましてはその点研究いたしまして今後司令部との間にい／＼意見の交換をして進めて行きたいと思ひております。

○北澤委員 私の質問はこの程度にいたします。

○川野委員 ほか以上に二案に対する質疑はございませんか。一、なければ同案に対する質疑はこれで打ち切ります。

それでは次に國民金融公庫法案を議題として質疑に入ります。

○前尾委員 庶民金庫並びに恩給金庫が、従来年間どのくらい貸出しの必要があつたか、並びにその金額はどの程度であるか。おわかりになつておりましたら一應お聞きしたいと思ひます。

○愛知政府委員 庶民金庫、恩給金庫の最近の貸付の残高から申し上げたいと思ひますが、庶民金庫については小口の貸付の残高が九千万円、それから次に同じく庶民金庫の生業資金の貸付金が十八億四千万円、それから系統機

関、すなわち市街地信用組合等に対する資金の融通が四億八千万円、合計いたしまして本年二月末の貸付の残高は、庶民金庫については大体二十四億一千八百万円、それから次に恩給金庫につきましては、恩給担保貸付が二千八百万円、こゝにいうふうな状況になつておるわけでございます。それから昨年中の口数については、正確な数字をたたいま持つておりませんが、大体七万五千口ぐらゐかと推定されます。

○前尾委員 結局従来の貸付方針と大体似たような計画で貸出されるのだと思ひます。第三條には事務所が各府縣において一つを越えてはならないといふような制限がある。第四條には代理業務をやらしてよいといふような規定があるのであります。大体どういふような方針で一般の國民大衆といふものを把握して行くか、どの程度に貸し出して、どういふような地方まで行くかといふことについての、何かお考えがあれば御説明願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 たいまのお話でございすが、今回の國民金融公庫といふのは、一つには庶民金庫と恩給金庫の再建整備の關係が、まだ終結いたしておりませんので、この國民金融公庫を設立いたすということによつて、庶民金庫と恩給金庫の再建整備を完了するといふ事務的な要請があるわけでありまして、同時に新金庫によりまして、大体従前と同じような貸付の業務をやりたい、といふふうな考へておるわけでありまして、しかし一、二の点で従来の庶民金庫、恩給金庫と違つた点があるものであります。その中の一つは、今回の國民金融公庫は全額政府出資でありまして、従来の庶民金庫、恩給金

庫は一部政府出資であつた点と違つておる關係上、従来やつておりました業務の中で、たとえば庶民金庫について申しますれば、市街地信用組合等の中央機関としての役割といふようなことが、その性格上することが不適当だといふような關係になつております。そういう点が違つております。それからいま一つは、これはいろいろの御意見のある点だと思ひますけれども、恩給担保の金融をやめるといふこと。しかしその二つの点を除きましては、大体従前と同じような業務になるはずであります。ただその次の問題といたしまして、空額政府出資であります關係上、おのずから業務が資金的の制約を受ける。特に先ほど申し上げましたように、再建整備の完了といふことが、一方において今回の案の一つの意義にもなつております關係上、従来の債務の弁済をその政府出資によつてやらなければならぬといふ關係から、おのずから業務が資金的に非常な制約を受けるわけでありまして、大体従前通りの業務をやりたいと思ひます。なおそのほか、たとえば引揚者の金融といふようなことも考へてみたいと思ひますので、とりあえず二十四年度については、率直に申しますとあまり活発な活動は期待できないといふようになつております。

それからその次の御質問の支所の問題でございすが、現在全國に十七箇所支所を持つております。これをさしあたりふやすことは考へていないのであります。大体従来生業資金等の貸付については、廣く全國的にやつておる経験もございすが、出張員その他の關係もございしますので、大体二十四

年度においては、現在の程度の支所でやつて参りたい。將來經費その他の許す範圍におきましては、さらにこれを拡充いたしたいと思ひますが、同時に相當貸出の対象になるようなものが集まつております特定の地域以外には、一箇一箇所程度の事務所十分でなからうかといふことで、來年度はできておるわけでありまして。

○塚田委員 新しい公庫が業務を承継することになつておりますが、恩給金庫、庶民金庫などの経理の狀態についていささかお聞きしたいと思ひております。私ども常識で判断いたしておりますところでは、こゝにいうものの貸し付けであつた金といふものは、非常に回収難に陥つてゐるのではないかとこゝにいうようなことを、常々ぼんやりと伺つておるのであります。そこでどういふものがどんなぐらゐに新しい公庫に引継がれるようになつておるか。それらの数字的なものを基礎にした御説明を願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 たいまの御議論はごもつとも思ひますが、私どもの考へております程度ではその心配が比較的にないやうでございまして、最近の回収の狀況なども、庶民金庫、恩給金庫両方に通じます成績も、そんなに悪くないやうな狀況のやうでございまして。それからただいま数字の御質問がございしましたが、この資料は印刷でき次第御配付申し上げたいと思つております。

○塚田委員 それでは次にお尋ねしたいのは、新しい公庫法がいろいろな点で、通貨発行準備金の推薦に基き、その他通貨発行準備金と関連をつけておる点があるのではありませんか。私

ども、私ども常識で判断いたしてお

るわけでありまして、こゝにいうもの

もは通貨発行審議会というものは、この特殊なものに口出しをするような機関でないように、あれをつくったとき考えておいたのでありますが、どういう考えでこういふことが出て来たか、その点をひとつ伺います。

○愛知政府委員 実はその点につきましては、たとえば国民金融審議会の委員は「通貨発行審議会の推薦に基き、内閣の承認を得て大蔵大臣が任命する」ということになっておりまして、確かに率直に申し上げておかしな感じがするわけではございません。ただ單純な任命ということだけではいけません。民主的な要望に沿わないのではないかと。さりとて他に適當な方法もないというふうな考えで、実は関係方面の示唆もございまして、通貨発行審議会といふ、すでに法律でもって制定されておりました金融関係の、いわば各方面の代表者をもつて構成されております權威ある機関ができておりますので、その推薦ということにするのが適當であらうということになつたわけでありす。

○河田委員 今度の國民金融公庫は貸し付けるにいて、最高貸付大体どのくらいを考へてゐるか。先日新聞では大体五万円くらいを最高の貸付金とするが、しかし大体二万円くらいになるだらうというふうなことが出ておりましたが、当局の御意見はいかがでありますか。

○愛知政府委員 貸付の條件につきましては、國民金融審議会の議を経てきめられることになつてゐるものであります。大体從來からの状況に照して考へられますことは、二つにわけられます。固有の國民金融公庫としての生業

資金の場合におきましては、貸付の限度を大体五万円くらいにしたならばいいかと考へております。貸付期間は三年、利率は年一割二分以内、それから保証人等につきましては原則として一名という簡素な形にいたしました。

それから返済の方法については月賦、半年賦または年賦、一時拂いというふうな考へております。いま一つは從來から引續きまして厚生省所管で海外引揚者、戦災者、生活困難者等に対して、生業資金というものが予算でお認めをいただいております。この額が三億円あるものであります。その三億円は實際の貸付は國民金融公庫を通じての貸付になるわけでございます。その分につきましては、貸付の限度が七千円、貸付の期間は五箇年、利率は年六分、返済の方法は半年賦または年賦ということになつておるのでございます。この方がほんとうの——ほんとうと申しますと言ひ過ぎかもしませんが、純粹の意味の生業資金、それが國民金融公庫から出るといふわけになるのでございます。それからなお固有の業務の生業資金につきましては、もちろん必要に應じましては、十人の連帯で五十万円というふうな相協同して仕事をする場合におきましては、相當の程度まで貸付額の限度を上げてゐるわけではなからうかといふに、考へておるわけでございます。

○川島委員 ちよつとお尋ねいたしました。この法案の第五條の三に「庶民金庫から承継した日本銀行からの借入金返済する」とありますが、庶民金庫は今日日本銀行からのかなりの借入金があるのですか。

○愛知政府委員 十二億七千三百万円でございます。

○川島委員 そうするとこの十二億七千三百万円ばかりの日本銀行の借入金

を、この公庫は十三億の資金の中から返すというお話ですが、そうするとこの公庫の資金はなかなかならうか。その点はどうか。

○愛知政府委員 これはその状況をかいつまんでお話ししたいと思ひますが、最初実はこの公庫法案を事務の方でいたしました立案したときは、この出資額をもつと多くなつたと思ひまして、非常に折衝に努めたのであります。それはなぜかと申しますと、先ほども御説明いたしましたように、一方においてこれは新金庫でございますと同時に、再建整備による結果をつけなければならぬという要請があるものでありますから、今の十二億七千三百万円という借入金、どうしても返済しなければならぬ金でございます。それを片づけることになると、新規の資金としてはそれ以外に調達しなければならぬというので、少くとも私どもとしては二十億くらいは、さらにこのほかに出資を求めたいという考へでおるわけでございますが、どうしても過去の債務についてこの際きれいにしなければならぬという要請が、非常に強いわけでございますので、ただいまの十二億あまりの金額につきましては、実は予算の方でも十三億のうち、これだけは日銀に返済しなければならぬというふうな拘束を受けておるわけでありす。そこでそういう情勢において私どもとしては、翻つてしからはこの公庫というものを、そういうことならばもうやめてしまつたらどうかと

いうことも、實際率直に申しますと、考へざるを得なかつたのであります。が、とにかくこれをつくるということにおいて、ある程度の融資もできる。それから再建整備の要請も充足できる。なおこまかい話になります。これに従事いたしております担当の人員の今後の問題もございまして、いろいろ勘考いたしました。とにかくこれを設立させていただきたい。ぜひ考へていただきたい。それで全額政府出資でございますので、將來財政の状況が許せば、この出資を増額して新たな資金もできます。御承知のように住宅金融とか、中小金融とか、いろいろ特殊の金融機関の案もあつたのであります。が、ぜひともこれだけはということとで、こういうことになつたのであります。

それから今後とれだけの貸付が二十四年度中にできるかということであり、ますが、一應予算との関係において、新たに貸しつけ得ることができるとなつております数字は、四億二千七百円でございす。その内訳は、先ほど申し上げました、厚生省関係の第四次生業資金の三億円というものが、當然この資金として使われます。それから貸付回収金等によりす。新規貸付が一億二千七百万円、そのうち二千七百万円は出資をもらひまして、日銀に返済した残りの金になるわけでありまして、一億が生業資金からの回収金と見込まれるわけでございます。この四億二千七百万円は、そういうわけで最小限度どんなことがあつても、新規の貸付として許されるものでございす。それから予算の方の関係におきましては、御承知の通り弾力的

な條項というものがついておりますので、さらにこの上に回収金があつた場合には、これは國庫に納付せずに新しい貸付に使つてよろしいということになつております。その見込額がどの程度になるかということ、今後の運営の状況によるわけでございますが、私の勘といたしましては、三億は大丈夫回収できると思ひます。むりをせずに從來の傾向からたどりまして、三億はこの間に回収できようというふうな考へておりますので、合計して七億円の新しい新規貸付は、いかなる場合にあつても大丈夫であるのじやなからうか。從來の金庫の營業に當つておる方々の見込みも、大体それで間違ひなからうと見ております。

○川島委員 この予算の説明書の中にも、庶民金庫は十二億七千三百三十万円であつたと私は記憶しておりますが、十三億出資して十二億七千三百三十五万円を返済。今局長のお話のようになつた三億の金は引揚者、困窮者に限定された資金である。そうすると、かりに他の回収金一億二千七百万円ですが、資金の方の余りを加へた一億二千七百万円あるといたしまして、これだけしか實際には從來の庶民金庫的な方面の資金に使えないということになる。三億はこれを動かすことができない。三億と今の一億二千七百万円を合せて四億二千七百万円を、両方に制限なしのわく内で使えるということにはならないのじやないですか。そういうふうになるのですか。

○愛知政府委員 そういうふうにはありません。ただいま御指摘の厚生省関係の生業資金の方は、対象その他も相當限定されております。わくを相互に

融通することはできにくいと思いま
す。

○川島委員 そうすると、従来の庶民
金庫の立場において生業資金などに用
したものは、回収がよくても一億程度
ということになる。そうすると、この
十二億は実に徴々たるものになつてし
まう。十二億七千三百二十五万の返
済というものは、もうぎり／＼のこと
へ来てしまつておるのですが、何と
も方法はないことになつておるのだ
か。

○愛知府委員 この方は予算の関係
で何とも方法がつかないわけです。そ
れから先ほど最近の貸付の残高の御説
明をしたのでありますが、実は最近の
ところは、恩給金庫はまったく睡眠状
態で、新規の貸付はごく数箇月やつた
ことではないと思ひます。それから庶民
金庫にいたしましても、最近はこの
またまたつた開店休業状態でございます
したので、この数箇月の間は、ほとん
ど目ぼしい貸付はなかつたと思ひので
あります。そこで今お話の通り、この
三億円については、現在に至るまでが
唯一の仕事のごとき感を呈して、この
厚生省所管の金を動かしておつたので
あります。それは今後ともそのように動
くと思ひます。それから先ほど申しま
した回収の問題は、予算の方で見ても
弾力係項以外の回収を一億、正確に
申しますと一億二千七百万円と押えら
れておりますが、これは予算の方で見
てくれたせめてもの心やりでございます
して、実際の回収はそれ以上に従来の
業績からいっても行つておるので、従
来の庶民金庫的の貸付はこの一億二千
七百万円のほかに実は三億ある。結局
庶民金庫が新しく活動する分野は、四

億二千七百万円と私どもとしては見て
おります。

○川島委員 そうするとこれは重大な
問題になつて来る。一方にはこの法案
とは関係がないのですけれども、大蔵
省が考へておるのではないと思ひが、
商工省で考へておる例の中小企業に關
する協同組合の問題がある。それに市
街地信用組合が吸収されるというこ
と、市街地信用組合の現状から言え
ば、やはりいろいろの中小企業者、あ
るいはサラリマンの生業資金、生活
資金を供給しておる。それが今度中小
企業協同組合になると、それが非常に
大幅に制限されて行く、そうすると、
一方において國民金融金庫の方では資
金がない。市街地信用組合は協同組合
に吸収されてしまつと、一体中小企業
者はどこに資金を仰ぐか。いんや今
度信用統制、集中生産といふことにな
つて、市中銀行ではおそろくそういう
方面に資金の貸出をする余裕がなくな
る。一体どこで大衆は救われるかとい
う大きな問題になつて来る。そういう
点について、何かお見通しはないでし
ようか。重大なことだと思ひが……。

○愛知府委員 それはまたつたお説
の通りでございますが、ただ前段の中小
金融の問題に入ります前に、ただいま
お話の中小企業等協同組合と、それ
から現在の市街地信用組合との關係に
ついて、最初に申し上げたいと思ひま
すが、実は中小企業等協同組合という
協同組合の組織法で、金融事業を営む
ような信用協同組合、あるいは保險事
業を営む保險協同組合といふものが、
その組織法の中に入つておるといふこ
とについては、金融關係のものとして
は、非常に問題が多いと思ひのであり

ます。しかしながら、ただいまのお話
については、実は市街地信用組合はか
つてが信用協同組合になるものであり
まして、市街地信用組合の従来の事業
が、今回の協同組合法によつて狭くな
つたり、拘束が多くなることはござい
ません。その点は御心配の点はないも
のと存じます。それから一般的な中小
企業の問題につきましては、先ほど申
しましたように、実は中小金融のた
めの特殊機關といふものを、何とかし
てつくることを考へたのであります
が、御承知のような事情で、その実
現ができなかつたのであります。ただ
いまのところ、まだ關係方面等とも話
がついておりませんので、私どもの試
案になるのでありますが、これについ
てはいろいろの知照を出して、善処し
なければならぬと考へております。た
えば一例として従来中小金融になれ
ておりましたところの商工組合中央金
庫、それから勸業銀行、興業銀行とい
つたような、中小金融のための特別の
資金の供給を、直接日本銀行から借り
るといふことも比較的簡単にできると
思ひますので、最近の日本銀行からこ
れらに対する貸付金は、相當に増額を
いたすことになつております。

それから預金部のごときは、御承知の
ように、従来は國債と地方債だけに運
用を限定されておりましたし、二十四
年度においては、二百三十三億の地方
債を償還しなければならぬことになつ
ておりますが、実はそれだけは相當余
裕が出るわけでありまして、預金部資金
といふものは、その成立の過程から申
しましても、中小庶民階級といふこと
ろに還元すべき性質のものであると思
ひますが、同時に非常にこまかな業務

を預金部という官廳仕事でやる
ことはどうかと思ひますので、相なる
べくんば預金部資金の運用についてデ
イレクティブの解除を願ひまして、そ
の上でたとえ商工中金の債券を預金
部が大量に保有するとか、あるいは金
融金庫に対する貸付金を預金部に動員
してもらふといふような点に、できる
だけすみやかにわれ／＼の要望するよ
うなことが実現できますように、現在
努力をいたしておるような次第であり
ます。今申しましたのは、ほんの一、
二の例でありまして、中小金融の問題
につきましては、大蔵省としても何と
かしていまい少し力を入れて、具体的
な成果を上げるようにしなければならぬ
と考へております。

○川島委員 どうも今度の政府のやり
方を見ておると、例の千七百五十億の
見返り勘定から、特別会計に出すこと
はいいですが、國債の償還に充てる、
銀行の手持公債は償還してやろう、
そういうことをやつておるし、庶民金
庫もきれいに拂つて増強してしまふ。
そういうやり方はいいですが、その結
果としては、一般の勤労者やあるいは
中小ことに商業者、営業者、こういう
た者の方の金融はほとんど締め出して
しまふ。こういう結論になりそうでは
ないか。こういうことであつては、私はこ
とに困難な國民生活の方面を考へた場
合に、どうも私もよく納得できない
ですね。こういうやり方といふものは
……。今局長さんの説明の市街地信
用組合が協同組合に吸収されるにして
も、実際の面はかわらないのだとおし
やるけれども、ほんどうを言へばかわ
つて来るのではないか。今市街地信用
組合がやつておる業務そのものが、そ

をつくりそのまま継承されればよろしい
が、そうでない面が實際の面において
は起つて来る。こう私は想像できる。
そうなつて来ると信用組合の方は庶民
も締め出す。せつかくできた金融金庫
からも、資金がないから締め出される
という形になる。ことに引揚者の方の
問題は三億出ておりますが、これは限
定されておる、流用できない金である
ということになれば、せつかくの國民
金融金庫も、資金の回収が上手に政府
の考へておる通りに能率が上つて、回
收がよくなればよろしいのであります
が、どうも私の調べた範圍では、なか
なかこの回収は容易でないといふふう
にわれ／＼は想像される。そうすると
今の他の方面から何らかの措置を講じ
て……せつかくでつち上げた金融金庫
でありますから、何か別途の特別な措
置を講じてやる。この資金を政府出資
において増額するといふ方法は、今の
ところはないとおしやられておりま
すが、もう一ぺん、どうも……といふ
んですが、せつかくつくる金融金庫に金
がない、金がないのだから看板はだけ
たけれども、それは店開きをするだけ
で、引揚者、困難者に対する仕事はほ
ごであつて、かんじんの重点的な仕事
の方には手が出ない、こういうことで
あつては、金融金庫をつくるという意
味が私は半減してしまふのではないか
と心配しておるのですが、そういう点
について何か事務當局の方では、具
体的な措置をするといふようなことを今
のところ考へておらないのですか。

○愛知府委員 その点はまたつたこ
もつともでありまして、率直に申しま
すと私どもは非常に遺憾に思ひのであ
りますが、先ほど申しましたよう

にとかく諸般の情勢を勘考して、やはりこれをつくつていただいた方が、先ほど申しましたように私の見込みでは最小限度七億、引揚者との関係が三億、その他の四億の金がとにかく動く。それから財政状況の好轉によつてはこの出資をやすことができるといふことで、またこれとくともいふやうであります。この二つが整備されることによつて、金融機関の再建整備が各方面とも完了いたしますので、彼此いづれも考へて最後に提案を決定いたしましたやうな次第でございますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

それからこれもくともいふやうであります。それは中小企業組合と市街地信用組合との関係は、追つてまたいづれ当委員会でも御審議があると思ひますが一口に申しますと実は今度の中小企業等協同組合法の行方で行けば、むしろ従来のような信用の厚い市街地信用組合ではなくて、極端に申しますならば、やみ金融機関が合法化するおそれがある。市街地信用組合の方は迷惑でありますけれども、自分のところの業績には影響がない。むしろそれ以外の率直に言へば、金融業者としては好ましくないからざる者が、合法化されるおそれがあるやうに考へておりますので、多少この問題の取上げ方は川島委員と私の考へとは食い違つておるやうに考へる次第でございます。

○川島委員 これによつて庶民金庫に現在携つておる従業員の人たちは、そのままかえて行かれる形になるわけですね。それからもう一つついでに伺つておきますが、今やみ金融の話が出ましたが、だん／＼金融が各方面に締め出しを食はれるという形にどう

してもなつて来れば、やみ金融といふものはどうしてもそれに乗じて跋扈して来る。それでなくともこのごろでは一箇月に一割、はなはだしきは十日間に一割といふやうなひどいやみ金融が、公然と跋扈しておる形でありまして、またさういふおとといあたりの新聞によれば、何か脱法的な、しかも合理的に見えるやうな組織などをつくつて盛んにやみ金融をしておる。こゝういふやうなことがますます跋扈するやうなことになる。私は日本の國民経済の面においても信用経済の面においても、これが重大な影響を持つて来るのではないかと、それによつてまた國民の貯蓄の上にも大きな影響が来る。廣般な影響が来ると思ひます。そこで最後にあわせて伺つておきますが、何か一、二箇月前から政府はこのやみ金融に対して特別な法律をつくつて、その根柢の方法に強力に進んで行くといふやうな話も実は聞いておるのであります。その方針がどうなつておりますか、あわせて伺ひたいと思ひます。

○愛知府政委員 やみ金融の取締りは先般新聞にも出ておりましたやうに、大蔵省としてもまづたく手をやいておりますやうなわけで、いづれ／＼と先般來実態調査を全国的にやつておつたわけでありませう。その結果ほとんど全国的にも一應のものでございませうが、実態がだん／＼彼所側にも掌握されて参りましたので、それに基づきましてかねて考へておりました貸金業者に関する法律案といふものを、たいへん遅れて恐縮なものでありますが、現在の事態にかんがみてもしお許し願へるならば、この國會に提案をいたしたいといふところまでよく決心して参つたやう

なわけでありませう。ただその内容等についてはこれを免許制度あるいは届出制度にいたしました場合に、その合法的に免許されたものが、非常な高利をとつて金融をしておるやうなことが合法化される限りにおいては、なかなか許したくない。さりとてある程度の高利を認めなければ、そゝういふやうな分子は成立しないといふところに実はまだ悩みを持つておりますので、その辺のところを檢察側その他関係方面の意見も十分に聞きまして上で、慎重にやりたいと思つておりますので、まだ多少二、三日の日数はかかるかと思ひますが、今日の私の私的の氣持では、どうしてもそゝういふ法律をひとつつくつていただかないと、取締りもできないと思ひますので、実はつい一兩日前であります提案をして、もしできることならば審議をしていただきたいい、こゝういふ氣持でおるわけでありませう。

○川島委員 金融金庫の従業員はどうなりますか。

○愛知府政委員 この点は今回この金融金庫の役員は公務員といふことになりまして関係で、別途公團その他の特殊な法的團體の役員につきまして、給與その他は公務員に準ずることになりました。次に予算の上である程度の人員の整理を予想されております。庶民金庫につきましては大体二割といふことになつております。現在これは金庫側の役員員間においても、その善後処置については万遺憾のないやうな処置を講じたいと考へております。万一退職者が出ますやうになります。その退職金その他については法律その他の許される限りにおいて、

善処いたしたいと考へております。

○川島委員 質疑がまだたくさんあるやうでございますが、本案に対する質疑は午後後に譲ることいたします。

○川島委員 續いて企業再建整備法の一部を改正する法律案、及び有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案を、一括議題として討論に入ります。宮崎靖君。

○宮崎委員 本法案はすでに質疑も終了いたして討論に入るわけでありまして、本法案は適當なものでありまして、この際討論を省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○川島委員 宮崎君の動議に異議ありませんか。

○川島委員 御異議がないやうでありますから、動議のごとく決定いたします。これよりただちに兩案を一括議題として採決に入ります。右兩案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○川島委員 起立多数。よつて兩案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成その他につきましては委員長に御一任願ひます。

午前はこの程度にいたしまして、二時より再開いたします。

午後零時十九分休憩

午後四時二十三分開議

○川島委員 休憩前に引續き開会いたします。

國民金融公庫法案を議題といたしまして、質疑を継続いたします。田中織之進君。

○田中（織）委員 國民金融公庫法案に

関連いたしましたして、農村金融について二点ほど銀行局長に伺つておきたいと思ひますが、今度の予算の編成過程から金融情勢が相當逼迫して参ること、各委員から指摘せられておる通りだと思ひますが、復興金融金庫が新規の貸出しは全然できない事態になつたことから、復金資金のわくの中で農村中金を通じて農村方面の復興資金にまわされておる部分が、二十三年度には若干あつたのでありますが、本年度においては、この關係の資金の需要といふものは、予算の面でも農村關係のいろいろな補助金等が全面的に削減されておる關係から、増加する一方だと思ひますので、現在の農村中金を通じての農村方面へのそした資金の供給について、大蔵省としてはどういふやうにお考へになつておりますか。

○愛知府政委員 ただいまの問題につきましては、關係方面の關係もございませうので、現在のところ私どもの試案であります。とりあへずの方法といひまして、農村中央金庫で現在債券の發行余力が約二十億足らずあります。これは従來の金融機関再建整備の考へ方から申しますと、農村中央金庫自体の改組問題があつたのであります。最近の考へ方といひましては、いたずらな機構いじりをするよりは、實際的に今のような問題を早く解決することの方が望ましいと考へますので、従來の線から申しますと農村中金の債券を發行するといふことについて、かなり問題があつたやうに思ひますが、新しい情勢のもとでは、せつ／＼と現在余力があることでありませうから、とりあへずこの發行を承認してもらいたいといふことを考へておりま

關連いたしましたして、農村金融について二点ほど銀行局長に伺つておきたいと思ひますが、今度の予算の編成過程から金融情勢が相當逼迫して参ること、各委員から指摘せられておる通りだと思ひますが、復興金融金庫が新規の貸出しは全然できない事態になつたことから、復金資金のわくの中で農村中金を通じて農村方面の復興資金にまわされておる部分が、二十三年度には若干あつたのでありますが、本年度においては、この關係の資金の需要といふものは、予算の面でも農村關係のいろいろな補助金等が全面的に削減されておる關係から、増加する一方だと思ひますので、現在の農村中金を通じての農村方面へのそした資金の供給について、大蔵省としてはどういふやうにお考へになつておりますか。

○愛知府政委員 ただいまの問題につきましては、關係方面の關係もございませうので、現在のところ私どもの試案であります。とりあへずの方法といひまして、農村中央金庫で現在債券の發行余力が約二十億足らずあります。これは従來の金融機関再建整備の考へ方から申しますと、農村中央金庫自体の改組問題があつたのであります。最近の考へ方といひましては、いたずらな機構いじりをするよりは、實際的に今のような問題を早く解決することの方が望ましいと考へますので、従來の線から申しますと農村中金の債券を發行するといふことについて、かなり問題があつたやうに思ひますが、新しい情勢のもとでは、せつ／＼と現在余力があることでありませうから、とりあへずこの發行を承認してもらいたいといふことを考へておりま

關連いたしましたして、農村金融について二点ほど銀行局長に伺つておきたいと思ひますが、今度の予算の編成過程から金融情勢が相當逼迫して参ること、各委員から指摘せられておる通りだと思ひますが、復興金融金庫が新規の貸出しは全然できない事態になつたことから、復金資金のわくの中で農村中金を通じて農村方面の復興資金にまわされておる部分が、二十三年度には若干あつたのでありますが、本年度においては、この關係の資金の需要といふものは、予算の面でも農村關係のいろいろな補助金等が全面的に削減されておる關係から、増加する一方だと思ひますので、現在の農村中金を通じての農村方面へのそした資金の供給について、大蔵省としてはどういふやうにお考へになつておりますか。

○愛知府政委員 ただいまの問題につきましては、關係方面の關係もございませうので、現在のところ私どもの試案であります。とりあへずの方法といひまして、農村中央金庫で現在債券の發行余力が約二十億足らずあります。これは従來の金融機関再建整備の考へ方から申しますと、農村中央金庫自体の改組問題があつたのであります。最近の考へ方といひましては、いたずらな機構いじりをするよりは、實際的に今のような問題を早く解決することの方が望ましいと考へますので、従來の線から申しますと農村中金の債券を發行するといふことについて、かなり問題があつたやうに思ひますが、新しい情勢のもとでは、せつ／＼と現在余力があることでありませうから、とりあへずこの發行を承認してもらいたいといふことを考へておりま

す。なお発行いたしましたも、これの消化等については、問題もありま
すが、これまた幸いに預金部資金はそ
の程度の中金債券であれば、ただちに
保有ができる資金的余裕を持つており
ます。ただ問題は預金部の方も、御承
知のように昭和二十年の秋に出ました
ダイレクティブで國債、地方債以外
の運用を禁ぜられております。その運
用の再開についてリミットしてもち
う必要があるわけでありまして、今申しま
したような線では、とらええすの措置と
してそういう方法を考えまして、関係
方面へも懇請をいたしておる次第であ
ります。

なお勸業銀行の債券発行の問題等
についても、同様に考えおるわけでござ
います。この方も相当の余力がござ
いますので、もし発行が許されま
すならば、この方は必ずしも預金部に頼
らなくとも、相当他の方面で一般の大
衆からの資金を吸収できるかと思
いますので、それらの方法をあわせて考
えまして、もちろんそのほかにも探見
返資金がそういう方面に使えれば、こ
の上もない幸いだと思ひますが、こ
の方は御承知のような経過になつてお
りますので、早く措置することはなかな
か困難かと思ひますので、とりあ
えず私としてはそういうふうに考えてお
ります。

○田中(蔵)委員 関係方面との折衝が
ありますので、まだここで明確な見通
し等を伺うこともむづかしいと思ひま
す。御承知の通り予算の面で直接
農民にわたるような補助金等は全然な
きやつた。若干ありまして結局それ
は個々の農民の手に入るまでの間に消
えてしまふ、という語弊があるかも

しませんが、公共的に使われるもの
でありますので、当然この龐大な予算
の施行過程において、農業生産を維持
発展させるという見地から、農村にお
ける金融需要というものは、今までに
ない病的な増加を当然予想されるので
ありますから、その点については今示
された試案を最低の線として、せ
ひ実現のために努力を傾注していただ
きたいと思ふのであります。

次にこれまた農村金融に關連する問
題であります。農業協同組合等では、
これは市街地信用組合等と同じであ
りますが、集積いたしました預貯金の
運用が、今わくにはめられておる関係
がありますが、國全体としての資金計
画があることは、重々承知してござい
ますけれども、たとえば一縣単位に考
えてみます場合に、縣内で蓄積された資
金が縣内のそうした面への需要に充て
られることになれば、縣内における貯
金の吸収というように大きな拍車
をかけると思ひますので、その点につ
いて農業協同組合、あるいは市街地信
用組合等で、自己の組合員の力によつ
て蓄積した資金の利用について、
もつと弾力性のある運用の方法を講じ
てもらいたい。先般私の出身地の和歌
山縣では、縣議会の一致した決議とし
て、當局にも要望書が提出せられてお
ると思ひますが、この点について何か
御方針があれば承つておきたいと思
ひます。

○愛知府委員 農業協同組合の預貯
金は、御承知のように系統機關に、す
なわち農林中金を最後の段階とするこ
ころへ集積されて来るわけでありまし
て、大体農業協同組合の集めた資金
の約半額は、系統機關への預金になつ

ておる現状でございます。これは農業
協同組合の定款等において、そういう
ことがきまつておるのが例になつてお
るのであります。

いま一つ、農業協同組合の融資につ
いては、現在のところ融資準則の適用
は原則的にはないのでございまして、
東は比較的案になつておると思ひま
す。ただ農業協同組合系統から入つて
参ります預貯金は、申すまでもござい
ませんが非常に季節的に変動が多うご
ざいまして、これを長期的に運用する
ことは、資金の集り方の性質上なかな
か困難のところもあるものであります。
ただいまお話のような点につきまして
は、ひとり農業協同組合の預貯金の問
題のみならず、一般の金融機關の問題
をいたしまして、できるだけ地方還
元というところは考えなければならぬこ
とだと思つておるのでございまして、
そういうような考えのもとに、実は新し
い情勢のもとにおきます信用調整の方
式というふうなもの、いろいろ考え
ておるのでございまして、それらの点に
ついては、別途近く法案として提出い
たす運びになると思ふのであります
が、信用政策の総合調整をやる委員
会が、日本銀行の中にできることにな
つておりますので、それができましたあ
とで、特にその委員会には、農業方
面の意見をもちた有力な方に、委員
になつていただくことになつてござい
ますので、その設立後に根本的問題は取
上げていただきます、必要に應じて
次期の國會に法案を提出する運びにな
らうかと考えております。

○川野委員 ほんかに質屋はございま
せんか。——ないようですから、本案

に対する質屋は以上をもつて打切りた
いと存じますが、御異議はございませ
んか。

○川野委員 それでは質屋を打切り
ます。

これより討論採決に入ります。討論
は通告順によつてこれを許します。前
尾三郎君。

○前尾委員 國民金融公庫は、た
ま質屋の中にも現れております。通
り、実は羊頭を掲げて狗肉を賣るので
はないかという感じがいたしたのであり
ます。すなわちその目的は、一般の金融
機關から資金の融通を受けることを困
難とする國民大衆に対する事業資金の
貸出しとありますが、その資金は現在
におきましては実に貧弱なものであり
ます。しかしこの法案は、庶民金融及
び恩給金庫の金融再建整備によりま
す。跡始末をしなければならぬ必要に迫
られており、またその目的に掲げてお
りますような事業をやります金庫は、何
れにしても必要なのでございまして、従
いまして、將來財政の余裕ができました
際に、こういう機關がないということ
ではたいへんでありますので、多少実
がないのであります。この際として
は原案を承認するのが妥当であり、將
來ますます事業の充実を備えますこと
を特に希望いたしますので、賛成いた
すものでございまして、

○川野委員 田中蔵之進君。
○田中(蔵)委員 私は日本社会党を代
表いたしまして、本案に対して強い
希望条件を付して賛成いたしたいと
思ひます。
本國民金融公庫法案は、政府の庶民
金融に対する施策として、かなり國民

の間に期待を持たれておるよう政府
側は宣傳をせられておるのであります
が、委員会の審議の経過に照らしま
してもわかりますように、実際にこの公
庫で運用せられる資金の總額は微々た
るものでありまして、われ／＼羊頭狗
肉の感を深くするものであります。し
かしこの中、今確定されておる厚生
省關係の生業資金の關係等は、どうし
ても行なわれなければならない部分であ
ります。その意味において、本公庫の設
置そのものには反対するものではない
のであります。ただ強い希望条件と
いたしましては、現在のところ予算關
係その他から束縛せられておる事情は
これを認めますけれども、きわめて亦
みやかなる時期に、本公庫が相当多額
の資金を確保いたしまして、公庫本来
の使命を達成できるように努力して
もらいたい。今國會には間に合わない
といいたしまして、補正予算の提出が
今や爲替レートの決定その他の關係か
ら不可否な状態にあると思ひます。
で、そうした機会には、この公庫が実
質的にその機能を發揮できるような予
算的努力をしてもらうことを強く希
望いたしますとともに、これは從來の
庶民金融と恩給金庫が統合せられるこ
とになります關係から、これらの両金
庫に従事していた従業員の問題も当然
起ると思ひますので、その点につ
きましては、公庫で運用に充てられる
資金が充實されれば、当然両金庫の従
業員の統合したもので、まだ足らな
いぐらいの仕事の分野があると思ひま
すので、そういう方面にもつぱら努力
を集中してもらひまして、その間何ら
の受入れ態勢もないような整理方針を

とらないといふことを強く要求いたしまして、以上の條件を付して本案に賛成するものであります。

○川野委員長 河田賢治君。

○河田委員 日本共産党を代表しまして、本案に賛成いたします。ついで、われわれも一つの希望條件を付しておきます。

御承知のように、今度のこの國民金融公庫は庶民的金融機関でありまして、今日九原則のもとに集中生産が行われ、資金はほとんどその方へ出向いて、ことにまた銀行もますます今日引詰めております關係から、他方においてはたくさん引揚者あるいは職災者があり、こういう人々の生産が今日非常に困難になつております。従つてこの金庫に政府が出資いたしまする額は、わずかに十三億。このような少額の金ではどうして円滑に、こういう生活に困り生産に困つた人々の資金をまかなうにきゐて不十分であることは、言うまでもないのであります。従つて私たちはこの銀行の出資金を、今後政府はどん／＼と次の國會にでも提出されるだけの用意と覚悟を持たれること、並びにこの今度の新しい事業整備においてもまた二割から三割、あるいは恩給金庫の方では六割からの従業員を減らすというようなお考えでありますから、これらについてもわれわれは従業員の生活の立場からこの方面を拡張して、できるだけこの従業員の犠牲をなくすという方向に、あわせて政府が努力されんことを特に希望を付しまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。これより國民金融公庫法案につい

て採決いたします。右案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔議員起立〕

○川野委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○なお報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任をお願いします。

○川野委員長 北澤直吉君。

○北澤委員 この機会に政府に一言希望を申し上げておきます。御承知のように去る二十三日單一爲替レートを発表がありまして、きよりの本會議においても大蔵大臣からこの單一爲替レートの決定が、日本の各方面に及ぼします影響につきまして、簡単な御説明があつたのであります。この問題は日本の各方面に非常に大きな影響がありますので、私も大蔵委員会として、重大な関心を持つてゐるわけでありまして、ところが私の聞くところによりますと、外務省では二十二日の晩に大体わかつておつた。ところがわれわれが知つたのは二十三日の午後であります。こういう重大な問題につきましては、大蔵省の方からわれ／＼大蔵委員会の方にもなるべく早目に御連絡願つて、御説明を願うようにいたしたいと思つたのであります。大蔵委員会は二十三日、二十五日と継続して開会しておつたのでありますから、大蔵省におきまして、もしそういう意思があれば、大蔵委員会の立場を重んじて、こういう問題につきましてなるべく早く連絡し得る立場にあつたと思うのです。今後におきましては、こういう問題につきましては、ひとつ一刻も早く大蔵委員会の方に御連絡を願つて、こういう問題に対しまする善後措置につ

いて、われ／＼も政府と協力をしまし、大蔵委員会があたかもつんぼさじにおるような形になりますので、そういう点のないように、特に政府にお願いしたいと思つたのであります。

○田中委員 ちよつとそれに関連して……。ただいま民自党の方から、爲替レートの決定に関する場合の政府の國會への連絡が惡かつたということに対して、希望が述べられましたが、私もまた同感でありまして、この際ただ單に希望を申し述べるだけでなく、この爲替レートの設定に至るまでの事情並びに今後のこれが運用の實際等について、政府から本委員会に詳細なる報告をしてもらふことを、委員長から要求していただきたいと思つたのであります。

○中野政府委員 社会党の方から今申出がありまして御趣旨に沿うようにいたします。

○川野委員長 宮崎清君。
○宮崎委員 この機会におきまして、先般衆議院規則に基いて國政調査の一環といたしまして、國稅徵收に関する過誤、怠慢または不正の調査のために、当大蔵委員が浦和稅務署に派遣せられたわけでありまして、去る二十日に二日参りました。予定の調査日数は二日間でありまして、いまだ調査の途中でございますけれども、ちよつと本委員会において稅法その他重要法案の審議が続けられておりまして、重ねて現地に参る余裕がございせんのでした。その間相當の日数を超過いたしました。何らの御報告をいたしておかないといふことは、ある意味におきましては不測の誤解を招くおそれもあるで

はなからうか。かようなことで、いまだ結論に到達したわけではございませんが、中間報告をいたしまして、この際一應の御報告を申し上げたいと存じます。

この事件は、御承知のように、いわゆる浦和稅務署の不正事件といふものであります。ちよつと昭和二十四年の四月二十日午前十一時十分大蔵委員の宮崎、三宅、高松、風早、この四名で浦和稅務署におもむきまして、ただちに本件の調査に着手いたしましたわけでございます。なお公報によつて報告されております通り、派遣委員のうち島村委員及び荒木委員は、所用のため御不参でありましたので、便宜三宅委員、高松委員に補充の意味で御参加を願ひまして、数においては予定の通り四名で参つたわけでございます。最初浦和稅務署に参りました。本件の納稅者の心理に及ぼす影響あるいはその他諸般の事情を考慮いたしまして、かような調査はいわゆる秘密に行うべきものであるか、あるいは公開で行うべきであるかといふことについて、派遣委員の間で一應の協議をいたしました。浦和市を中心としたしまして埼玉縣下一円では、納稅者その他がこの問題について多大な関心を持つております。もしわれ／＼委員が秘密会において稅務當局とひそ／＼話をして歸るといふようなことをいたしますと、かえつてそれが誤解の種となり、思わぬ方面に意外な波紋が投げられるのではないかといふような意見もありました。結局はさしつかえない程度で、公開の形で調査をするということ、がよいではないか、かようなことで、秘密会の形式をとらずに、公開の形で

調査をいたした次第であります。そこで私もまずは杉田浦和稅務署長、各課長及び係長の出席を求めまして、一問一答の形で調査を進めたわけでありまして、杉田稅務署長に対して、まず事件発覚の經過を聴取いたしましたところ、本年の四月一日浦和地区警察署が同稅務署の總務課徴收係の屋敷でありまして、この吉岡重行、年二十才、を引致して参りました。引續いて國稅徵收事務に關します書類の提供を求められたそうでありまして、ちよつと三月三十一日の年度が終つたばかりの翌日でありまして、徵收事務に支障を來すおそれがあると思つて、警察の申出に対して一應はこれを拒絶したところ、明日二日になつて浦和簡易裁判所の判事高橋清氏の捜査令狀を持つて参りまして、書類を押収した。かような答へでありました。その押収品の目録は別紙写しとして提供されて、ただいま私の手元にございます。次に現在まで判明したところの吉岡重行に關する過失または不正の内容は、どういふものであるかといふことを杉田署長に質問いたしましたところ、これも写しとして提供されましたが、浦和地方檢察廳檢察官檢察鈴木近治の起訴狀の写しを提供いたしました。その内容の説明がありまして、この際、その起訴狀をこゝで朗讀いたしてみます。

起訴狀
左記被告事件につき公訴を提起し
公判を請求する
昭和二十四年四月十八日
浦和地方檢察廳
檢察官檢察 鈴木 近治
浦和地方裁判所御中
一、被告人

本籍 北足立郡土合村大字道場二
百八十三番地
同居
元税務署員 吉岡 重行
当二十年

二、公訴事実

被告人は昭和二十三年八月二十五日、浦和簡易裁判所で窃盗罪に依り懲役一年但し三年間同刑の執行猶予の判決を受け翌九月其の事実を秘し浦和税務署に雇員として採用せられ同署事務課二係で徴收事務の補助の傍ら所得税等の滞納処理の爲め轄内納税者宅へ補助員として出入するや一般納税者に於て被告人を大蔵事務官と誤認して遇するに至りたるを利し金品を騙取せむことを企て

第一

一、同年十一月下旬頃浦和市高砂町二丁目六十三番地家具販賣業辻村久三方に到り前掲の如く誤認し居る同人に対し確実なる返済實力なきに拘らずこれあるものの如く幾日中に返すから一万円を貸與せられ度き旨申し向け同人をして其の旨誤信せしめ因て即時同人より貸借名下に現金一万円の交付を受け

桐葉筒、鏡台等九品目十点代金合計一万六千八百三十四円相当を搬入せしめ

第二、同僚秋谷芳雄と共謀の上

昭和二十三年十二月下旬頃同市常盤町九丁目二十四番地菓子商榎本善五郎方に到り前掲の如く誤認し居る同人より所得税の減額の話を聞くや其の意思なきに拘らずこれあるものの如く幾日係の人に飲ませるから三千円位出して貰い度い旨申し向け同人をして其の旨誤信せしめ因て即時同人より現金三千円の交付を受け

同月中旬頃榎本方に到り同人に対し止の人に話をしたら大体了解し呉れて税金がまかつた、それに就いて少し金が必要から出して貰い度い旨申し向け同人をして其の旨誤信せしめ因てその頃同人より同市仲町三丁目浦和税務署で現金六千円の交付を受け

第三、昭和二十四年一月初旬頃同市針ヶ谷二丁目七十一番地精米業町田耕平方に到り前掲の如く誤認し居る同人より所得税の仮更正が二十万円来て困つて居る旨聞知するや同人に対し今此処で運動をしないと三十万円位来る、其の一割の三万円出せば何んとか見てやる旨申し向け同人をして其の旨誤信せしめ因て即時同人より現金三万円の交付を受け

第四、同月上旬頃同市仲町一丁目七十五番地電気工事請負人星野秋太郎方に到り前掲の如く誤認し居る同人に対し確実なる返済實力なきに拘らずこれあるものの如く幾日係の人に飲ませるから三千円位出して貰い度い旨申し向け同人をして其の旨誤信せしめ因て即時同人より現金三万円の交付を受け

秋太郎方に到り前掲の如く誤認し居る同人に対し確実なる返済實力なきに拘らずこれあるものの如く幾日係の人に飲ませるから三千円位出して貰い度い旨申し向け同人をして其の旨誤信せしめ因て即時同人より現金三万円の交付を受け

三、罪名

詐欺 刑法第二百四十六條第一項
右は贓本である

昭和二十四年四月十八日
浦和地方法院檢察處
檢察事務官 馬場 武雄

これが提供された起訴状の存しであります。右起訴状に掲載されし

た吉岡の詐欺行為は、巷間に傳わる不正事件のある部分にしか過ぎないものでありまして、浦和税務署員の中に、かかる手段のもとに納税者を苦しめて、ある者が多数あるとの風評も、あながち否定できない状況でありましたが、調査の段階としてまず杉田署長に對し、本事件に關する感想はどうかとた

だしましたところ、大要次の通りの心境を披瀝せられたのであります。一、吉岡は埼玉縣廳在勤の前歴があつたにかかわらず、履歴書に記載しなかつたもので、在勤中不正事実があつて起訴となつておつた者が、採用のとき身元証明調査の不備によつて、これを知らずして採用したことはまことに申訳ないことだと思ふ。二、税務署員はこの種の非行を誘発する最大の原因は、税が高過ぎること

か不正が行われるものであると思ふ。三、関東信越財務局の要員は、地理的關係から多くこの地方の優秀税務官を引抜くので、当税務署には熟練した優秀な署員が少くて、一般に素質が低下してゐると思ふ。ことに勤務地手当の關係上優秀な志願者はまれであつて、多くは自活力がなく、親兄弟の援助を受けているありさまであつて、素質の不良が不正事件を生み出したものと考へる。

四、現在の申告納税、更生決定、徴税という行き方は、徴税係の人数が非常なものであつて、事務官の少い徴收係といひましては、やむなく若年の雇員までも動員して徴税に當らせる始末であつて、これもまた不正誘発の一原因であつたと思ふ。

五、現在署員が百九十九名ありまして、署長及び課長の監督は徹底しないからいがありまして、せひとも大宮市あたりに税務署を増設してほしいと考へておる次第であります。かように答えております。

次に杉田署長に對しまして、徴收係、ことに雇員の身分で税の減免に參與できるような権限を持つてゐることを印象づけておくのは、これは署長の日常の訓練に遺憾があると思ふがどうかと質問いたしましたところ、その点は常に嚴重に申し渡してあるが、納税者の誘惑の手の方が強くて、結局は御指摘のようなことになつたわけで、はなはだ遺憾に思ふとの意見がありまして、さらに東京新聞が誇大に浦和税務署事件と報道してゐるよう思ふが、何か税務署と東京新聞社との間に感情の行き違ひでもあるのではないかと質問いたしましたところ、さうな事実

はないと思ふのみならず、税の二重取立てが五百万円というような記事が出ておるが、これはまったく根拠なきことであるから、新聞社に對しまして取消しもしくはその他適當な方法を講じてもらふように、ただいま要求してゐるとの答へでありました。

この程度でちょうど十二時半ごろになりましたが、一應午前中は終りまして、午後一時からさらに調査を続行しまして、税務署長の説明の中で、不正事実についていろいろと調査いたしましたわけでありまして、その中でも、税務署長の説明のありました起訴状に掲げられておりますほかに、金額では一番多いと報道されております浦和市仲町五の二百六十三番地物産石井竹次郎、この方から吉岡等が七万八千円の金を受取つたといふようなことが傳つておりましたので、われ／＼委員会が現地に派遣されて参りましたも、ただちにこれらの人たちを委員会の権限において招集することは、これは行き過ぎでできないことであるから、いろいろ勘案いたしましたして、もしかような嫌疑を受けあるいはかような被害をこうむつたと思われる方々で、自分から進んで来てわれ／＼に訴えたいという希望者があるならば、来ていただいてもよろしい。かような方法で、決してむりや言つたり、呼出したりする意味ではない。かようにくれ／＼も申しまして、われ／＼委員会に随行してくれました専門委員会に所屬しております田中君に、特に使者に行つてもらひまして、この石井竹次郎といふ人と、もう一人常盤町一の九十番地車業鈴木政吉、この二人の方にこのことを傳へましたところ、石井竹次郎さんは東京へ

おいでになりました。お留守だそうであ
られない。結局鈴木政吉さんがやつて
参りまして、この場合には税務署長及
び課長、とにかく税務署に關係のある
方はその部屋から御退散を願いまし
て、その際鈴木政吉さんに対しまし
て、ここであなただのお答えをいたし
た。

と思ふかと聞きましたところ、そう
ではないと思ふ。われ／＼の組合の輪
業組合におきまして団体交渉をいたし
まして、それ／＼交渉の結果税が減つ
たものだと思ふ。かようなことで
ありました。それからその方は大体終
えまして、今度その席におりました一
般の納税者で、もし希望意見があつた
ならばお伺いをいたしたいとかように
申しましたところ、二三の発言者があ
りました。いろいろ御意見もありまし
たが、その要点を申し上げますと、当
浦和地区におきましては、各業者がい
わゆる団体交渉というところに重きを置
いて、各その組合員なり団体員から割
当的に費用をとつて、それをもちまし
て税務署あるいはその他の關係の方面
に贈つたり、使つたりしておるのであ
つて、その連中がうまいことをしてお
るのである。団体折衝というものは下
に非常につらいものであつて、上には
軽いもので、そして費用は同じように
とられる。ここに悪いことがあるので
はないかというやうな、要約すれば答
えであります。団体交渉の問題は、
税法の上においても、いわゆる諮問機
関として事業者の組織する団体を利用
することは、所得税法六十四條で許
されておるわけでありまして、これが
税の最終決定の機關のように利用い
たしますことは、嚴に戒められておる
ことであつて、しかもかういふ一般の
参考と呼びました者の意見が、さよう
なことを表明しておる場合において
は、浦和税務署の全般の内容について
一應の調査もしなければ、はつきりし
たことも言えないではないか。またこ
れをある程度認容しておつたやうな形
が、もし監督者の立場にありましたな

らば、これは大いに是正しなければな
らない問題である。かように考えまし
たが、ちやうど時間が午後四時となり
まして、その後調査する時間もありま
せん。こちらへももどらなければなら
ぬという關係で、ひとまずその程度で
打ち切つて参つたのが現在までの実情で
あります。

要するに、その後また今度は直税課
員の、所得税を直接担当しておられま
す方々が二人、それからすでに堺税務
署あたりに轉任しました方が一人、三
人また検査せられまして調べられてお
ります。その罪状も、ほのかに聞きま
すと、ただいまの団体交渉をやしまし
たやうな裏づけをするやうな事実もあ
るのであります。これが犯罪になる
かどうかという問題は、あつてこれは
檢察廳、いわゆる司法の手におまかせ
いたしまして、われ／＼はあくまでも
税務行政の面、また國の最高機關とい
たしましての國會の任務に照し、行政
府を監督いたします権限のもとにおき
まして、なお残されました日時を利用
いたしまして調査いたし、いやしくも
かような不正が再発しないやうな方法
を、講じたいと考えておる次第であり
ます。はなはだまゝとつておりません
が、以上が一日間参りまして取調べま
した概要でございます。その他足りな
いところは、また委員各位のお尋ねに
よりまして、補足してお答えすること
にいたします。以上御報告申し上げま
す。

○堀田委員 ただいま宮樫委員から詳
細に御報告を願つて、皆様方のお骨折
りを多とするのでありますが、ただい
まの御報告の中で、私どもが伺つてお
つて非常に不安に感ずるのは、何かま
だ浦和税務署に表面に出ないたくさん
の事実があるやうな印象を、調査され
た方々がお持ちになつておられるやうな御
報告であります。これはもし事実であ
るとすれば、非常に重大な問題である
と同時に、私たちとして非常に氣をつ
けなければならぬのは、さういふこと
が單なる一般的な風評その他感で、
さういふ氣持を抱かれることによつ
て、非常な困難なる第一線の徴税業務
を、しかもこの困難な時期に非常に弱
い機構で果しておられる第一線の人た
ちに、非常な心理的におもわしからざ
る影響を與えるということも、あわせ
て考へておかなければならぬ。そこで
もしさういふ事実があるとすれば、こ
れは徹底的に調べる必要もあるであ
りましょうが、それと同時に、調べるこ
とは調べて早く委員会としても是非の
結論を出しまして、悪いものは悪かつ
た、人間として悪い者はこれは人間と
して悪かつた。それと同時に機構とし
て悪かつたためにさういふ結果を起し
たものは、機構としてさういふ点に
正する点があるというやうに、早急に
結論を出しまして、早くおちついてい
ただくことではないと、年度末に
來て徴收事務が非常に難澁しておりま
す今日の段階として、適當でないの
ではないか、さういふやうに考えるわけ
であります。そこで重ねて宮樫委員に
お尋ねしたいのですが、御調査によ
れば、今すでに司直の手にかかつてお
るものが数人あるというところは、私
たちが非公式に承知しておるのであり
ますが、その他に非常に疑念になる点
が、つたのかどうか、その点をもう一度
承りたい。

○宮樫委員 お答えいたします。堀田

委員のお説もつともで、われ／＼も
税務行政の一端を知つておりますもの
といたしまして、直接にお答えをする
前に、それに付随する参考のことを申
し上げて、堀田委員の御質問にお答え
したいと思ひますが、浦和税務署の中
を人員の点で見ますと、全体で百九十
九人いることは先刻申し上げました
が、総務課を見ますと、総務課とい
うのは、國稅徴收の事務と、庶務をやる
ところでありまして、この総務課には
事務官が二十八人、雇いが四十八人、
用人が十二人、それから直税課の方
には事務官が三十六人、雇いが四十五
人、間税課は事務官が十四人で、雇
いが十八人、さういふことでありま
して、事務官といふのは署長にかわつて
税務行政を行うことができるのであり
ますが、雇いはその補助者であつて、
これが直接第一線に立つてやるとい
うことは、税務行政において異例なこと
である。しかしこれも現在のやうに有
能なる税務官がないときには、やむを
得ないとしまして、總務課のやうに
二十八人の事務官に対して四十八人の
雇いでやつておる。さういふ組織を
あつておるやうなところに明らかにむり
があることを、私も感ずるのであり
ます。それから實際やつております
徴收事務のやり方等を見ましても、必
ずしも悪意ではない。不鍛練のため
に思ひます。間違ひを犯した者とか、そ
れからいへば遊び盛りと申ししまし
うか、終戦以來遊ぶことを本能的に考
へておる二十歳、十九歳の方々の觀念
といたしまして、いかにも事務整理が
だらしない。金をとつて來て領收書を
発行する。さうして台帳に載せない。
間違つて督促状をやつて、この通り領

收するに、その後また今度は直税課
員の、所得税を直接担当しておられま
す方々が二人、それからすでに堺税務
署あたりに轉任しました方が一人、三
人また検査せられまして調べられてお
ります。その罪状も、ほのかに聞きま
すと、ただいまの団体交渉をやしまし
たやうな裏づけをするやうな事実もあ
るのであります。これが犯罪になる
かどうかという問題は、あつてこれは
檢察廳、いわゆる司法の手におまかせ
いたしまして、われ／＼はあくまでも
税務行政の面、また國の最高機關とい
たしましての國會の任務に照し、行政
府を監督いたします権限のもとにおき
まして、なお残されました日時を利用
いたしまして調査いたし、いやしくも
かような不正が再発しないやうな方法
を、講じたいと考えておる次第であり
ます。はなはだまゝとつておりません
が、以上が一日間参りまして取調べま
した概要でございます。その他足りな
いところは、また委員各位のお尋ねに
よりまして、補足してお答えすること
にいたします。以上御報告申し上げま
す。

○堀田委員 ただいま宮樫委員から詳
細に御報告を願つて、皆様方のお骨折
りを多とするのでありますが、ただい
まの御報告の中で、私どもが伺つてお
つて非常に不安に感ずるのは、何かま
だ浦和税務署に表面に出ないたくさん
の事実があるやうな印象を、調査され
た方々がお持ちになつておられるやうな御
報告であります。これはもし事実であ
るとすれば、非常に重大な問題である
と同時に、私たちとして非常に氣をつ
けなければならぬのは、さういふこと
が單なる一般的な風評その他感で、
さういふ氣持を抱かれることによつ
て、非常な困難なる第一線の徴税業務
を、しかもこの困難な時期に非常に弱
い機構で果しておられる第一線の人た
ちに、非常な心理的におもわしからざ
る影響を與えるということも、あわせ
て考へておかなければならぬ。そこで
もしさういふ事実があるとすれば、こ
れは徹底的に調べる必要もあるであ
りましょうが、それと同時に、調べるこ
とは調べて早く委員会としても是非の
結論を出しまして、悪いものは悪かつ
た、人間として悪い者はこれは人間と
して悪かつた。それと同時に機構とし
て悪かつたためにさういふ結果を起し
たものは、機構としてさういふ点に
正する点があるというやうに、早急に
結論を出しまして、早くおちついてい
ただくことではないと、年度末に
來て徴收事務が非常に難澁しておりま
す今日の段階として、適當でないの
ではないか、さういふやうに考えるわけ
であります。そこで重ねて宮樫委員に
お尋ねしたいのですが、御調査によ
れば、今すでに司直の手にかかつてお
るものが数人あるというところは、私
たちが非公式に承知しておるのであり
ますが、その他に非常に疑念になる点
が、つたのかどうか、その点をもう一度
承りたい。

○宮樫委員 お答えいたします。堀田

委員のお説もつともで、われ／＼も
税務行政の一端を知つておりますもの
といたしまして、直接にお答えをする
前に、それに付随する参考のことを申
し上げて、堀田委員の御質問にお答え
したいと思ひますが、浦和税務署の中
を人員の点で見ますと、全体で百九十
九人いることは先刻申し上げました
が、総務課を見ますと、総務課とい
うのは、國稅徴收の事務と、庶務をやる
ところでありまして、この総務課には
事務官が二十八人、雇いが四十八人、
用人が十二人、それから直税課の方
には事務官が三十六人、雇いが四十五
人、間税課は事務官が十四人で、雇
いが十八人、さういふことでありま
して、事務官といふのは署長にかわつて
税務行政を行うことができるのであり
ますが、雇いはその補助者であつて、
これが直接第一線に立つてやるとい
うことは、税務行政において異例なこと
である。しかしこれも現在のやうに有
能なる税務官がないときには、やむを
得ないとしまして、總務課のやうに
二十八人の事務官に対して四十八人の
雇いでやつておる。さういふ組織を
あつておるやうなところに明らかにむり
があることを、私も感ずるのであり
ます。それから實際やつております
徴收事務のやり方等を見ましても、必
ずしも悪意ではない。不鍛練のため
に思ひます。間違ひを犯した者とか、そ
れからいへば遊び盛りと申ししまし
うか、終戦以來遊ぶことを本能的に考
へておる二十歳、十九歳の方々の觀念
といたしまして、いかにも事務整理が
だらしない。金をとつて來て領收書を
発行する。さうして台帳に載せない。
間違つて督促状をやつて、この通り領

收するに、その後また今度は直税課
員の、所得税を直接担当しておられま
す方々が二人、それからすでに堺税務
署あたりに轉任しました方が一人、三
人また検査せられまして調べられてお
ります。その罪状も、ほのかに聞きま
すと、ただいまの団体交渉をやしまし
たやうな裏づけをするやうな事実もあ
るのであります。これが犯罪になる
かどうかという問題は、あつてこれは
檢察廳、いわゆる司法の手におまかせ
いたしまして、われ／＼はあくまでも
税務行政の面、また國の最高機關とい
たしましての國會の任務に照し、行政
府を監督いたします権限のもとにおき
まして、なお残されました日時を利用
いたしまして調査いたし、いやしくも
かような不正が再発しないやうな方法
を、講じたいと考えておる次第であり
ます。はなはだまゝとつておりません
が、以上が一日間参りまして取調べま
した概要でございます。その他足りな
いところは、また委員各位のお尋ねに
よりまして、補足してお答えすること
にいたします。以上御報告申し上げま
す。

の金を持つて來るから、五千円は返し
てくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

の金を持つて來るから、五千円は返し
てくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

千円の自轉車を一台賣つてくれとい
ふことで、その一万五千円のうち五千
円は、この吉岡のいふことに當る人間が
持つて來て置いて行つた。一万円は貸
しになつておる。そしてそのうちにそ
のいふことに當る者が來て、一万五千
円の金を持つて來るから、五千円は返
してくれといふことで、持つて行つてお
る。結局一万五千円の金がそのまゝの
状態になつておりますのみならず、そ
の後にいて、いろいろと心配するの
で金がある。ことに今度は、役所の上
役のお説をしなければならぬので
金があるからと言つて、その後千円
の金を持つて行きました。税の關係は
どうなつておるかと言つと、二十六万
円の仮更正決定を受けたが、それが二
十三万円に減りました。それでは、こ
ういふことによつて頼んだから減つた

きたと思います。

○正示説明員　ただいまの事実上の問題についてお話したいと思います。浦和の税務署でかような事件が起りましたことにつきましては、私ども責任者として非常に遺憾に存じております。この問題はもちろん大蔵委員会でお取上げになりましたこととでございまして、今後の方針等は委員会でおきめになることとでありますが、ただいま早委員からお述べのことにつきま

て、私の方でわかつております事実につきまして、一、二事実だけを御参考までに申し述べたいと存じます。

第十に卜御承知の吉岡雇いの事件につきましては、四月十七日付の東京新聞でございしますが、『五百万円横領事件、二重徴税』というような記事が出ておりまして、私ども事態が非常に重大であるといもので、驚いたわけでもあります。これにつきまして國會方面からも御調査をいただき、またわれわれ所の方におきましても調査いたしましたところ、先般来の御報告のような

次第でございまして、ちよと本日付の東京新聞に、七万円の横領容疑判明、浦和事件の二重徴税は誤解」という記事が出ております。これはすでに御承知かと存じますが、一應事実としてこの際御参考までに御指摘申し上げます。要するに記事が相当センセーショナルに報道されるという事実を、御参考に供したいと思ひます。

なお吉岡屋いにつきましては、署長がこれは吉岡の性格の問題であるといふふうなことを、特に強調したとい

うお話がございましたが、この点につきましては、すでに委員各位におかれましては御承知の通り、実は吉岡雇ひは昨年九月に浦和税務署の雇ひとして、採用いたしました者でございますが、その前に埼玉縣廳に在勤いたしておつた前歴がございまして、その在勤中に不正事実がございまして、起訴の上判決を受け、執行猶予となつていた者であります。しかるにこの点につきましては役所における調査が非常に粗漏でございまして、さようなことを承知せず採用しておつたという事実は、これまたまことに遺憾でございまして、この点につきましては、私どもとしてはこの調査粗漏の責任並びに一般的に監督上の責任を、どうしても責任者について追究いたしまして、適當な処分を講じなければならぬ、かように実は考えている次第でございます。以上ただいまのお話に關しましての事実だけを、御参考までに申し上げておきます。

○川野委員長 この問題につきましては、いろいろ御意見もあるかとも考えますが、時間も非常に遅くなりましたが、なおまた調査委員の各位におきましては、近日中さらに調査を願うことに相なつておりますので、その調査の結果を得ていろいろ検討するということにしたらいかかと考えますが、いかがですか。

○塚田委員 この問題につきましては、大体本日中間報告を得て、さらに政府側の一應の説明も聞きましたので、事件の外貌がやや明らかになつた今日、今後調査を進めて行かなければならないと思いますが、今後の調査の仕方その他につきましては、一應理事

会にお諮り願つて、その上でどういふぐあいにしてこれになるべく早く結論まで持つて行くかということについて、御決定を願うということを提案いたします。

○川野委員長 委員会終了後理事會に諮り、御相談申し上げることにいたします。

○川野委員長 なお散會の前にちよつと諮りいたします。それは証券民主化議員連盟設立に關する件であります。が、本連盟は去る三月二十六日の大蔵委員会におきまして、懇談の形でその設立の件を全会一致で決定いたし、去る四月十二日葬會式を挙行した次第であります。これを記録にとどめる意味におきまして、本日付で本委員会において確認いたしたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

○川野委員長 御異議ないようですか、さよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後五時三十分散會

〔參照〕

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
國民金融公庫法案(内閣提出)に關する報告書
有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕